

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

予防接種法の一部改正における対象疾病名を「ヒトパピローマウイルス感染症」から正しい用語である「子宮頸がん」に修正いただくよう要望します

子宮頸がん征圧をめざす専門家会議

議長 野田 起一郎

公益社団法人 日本産科婦人科学会

理事長 小西 郁生

公益社団法人 日本産婦人科医会

会長 木下 勝之

公益財団法人 日本対がん協会

会長 垣添 忠生

子宮頸がんの征圧がワクチンと検診によって実現できる時代に入ってきました。この間、政府の緊急事業等により「子宮頸がん予防ワクチン」が対象者のほぼ 70%に接種されていることは、貴省のご尽力の賜物と存じます。さらに、予防接種法の一部が改正され、「子宮頸がん予防ワクチン」を定期接種とする改正案の国会提出は多くの国民が待ち望んでいたことであり、関係各位に深く感謝申し上げます。わが国の女性を子宮頸がんの苦しみから救うため、彼女たちから生まれてくる子どもたちを守るためにも、今回の改正予防接種法が成立することを祈念いたしております。

ただし、このたびの改正法案において、「子宮頸がん予防ワクチン」の対象疾病名が「ヒトパピローマウイルス感染症」と記載されていることについては、下記の理由により、対象疾病名を正しい用語である「子宮頸がん」と明記すべきと考え、その修正を強く要望いたします。

- 子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス(HPV)16 型および 18 型等の高リスク型 HPV の持続感染が原因で発症しますが、すでに「感染症」ではなく、悪性腫瘍すなわち「がん」であります。
- 現行の 2 種類のヒトパピローマウイルスワクチンの効能・効果においても、「ヒトパピローマウイルス感染に起因」する「子宮頸がんおよび前駆病変」の予防と記載されておりますが、「感染症」という表現はありません。「子宮頸がん」と異なる手や足のイボは、確かにヒトパピローマウイルス感染症ですが、これらは現行ワクチンの対象疾病ではありません。
- 子宮頸がん等ワクチン接種緊急事業においては、当初から「子宮頸がん予防」と記載されており、健発 1208 第 3 号および薬食発 0208 第 2 号（平成 24 年 2 月 8 日）“厚生労働省健康局長および厚生労働省医薬食品局長による「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」の一部改正について”においても、ヒトパピローマウイルスワクチン（以下「子宮頸がん予防ワクチン」という。）と明記されています。
- “定期接種化に対する予防接種部会の提言（平成 24 年 11 月 24 日）”、および、“平成 25 年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について”（三大臣合意、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 平成 25 年 1 月 27 日）、においても「子宮頸がん予防ワクチン」と明記されています。
- 国民の間では「女性の命を奪う子宮頸がんを予防しよう」ということでワクチン接種が浸透しましたが、「ヒトパピローマウイルス感染症」では、何を予防するワクチンなのかが不明瞭となり、ワクチン接種率の低下が危惧されます。
- 子宮頸がんの予防にはワクチン接種後も頸がん検診が必須です。しかし、「ヒトパピローマウイルス感染症」という記載では検診の重要性が国民の間に浸透せず、「子宮頸がん」の征圧が遠のくことが危惧されます。